

社会的養護の展開と課題 —(2)—

保延 成子*, 堀尾 恵太郎**

(平成20年9月30日受理)

A Study of Children Development and the Problem of Their Social Care for Children —(2)—

HONOBE, Shigeko and HORIO, Keitaro

(Received on September 30, 2008)

キーワード：児童養護，児童虐待，児童施設職員の専門性

Key words : social care for children, child abuse, the specialty of the childcare staff

はじめに

社会的養護の問題は、以前のような児童虐待問題報道が目立たなくてきており、一見すると児童虐待問題が落ち着いてきているように見える。しかしながら、児童相談所における虐待相談件数の推移を見てみると依然として増加傾向であり、予断を許さない状況であるといえる。¹⁾

以前の社会的養護は様々な社会的理由による限られた人を対象としていたが、その対象者も年々拡大してきているといえる。いわゆる、家庭での養育困難という状況は、障害・単身家庭などの要因によるものから、家族関係・育児疲労などへと拡大し、その対応に苦慮している。また、子育て不安・育児支援など保育・教育現場との連携を考えながら社会的養護の位置づけを考えていかなければならない状況である。

社会的養護を必要としている子ども達は、家庭などで傷ついて一時保護、施設入所してくる。その子どもたちを支えているのが、児童相談所の児童福祉司や児童養護施設などの児童指導員・保育士などである。日常生活の支援・生活指導、余暇活動などから入所までのさまざまな傷ついた子どもたちのケアなどを行っている。しかしながら、施設内虐待の問題や施設職員の燃え尽きなどが発生しており、社会的養護を必要としている子どもたち・従事している職員などが、様々な問題を抱えているといえる。この共同研究では、現在の社会的養護の現状と施設機能、施設職員の専門性について検討することにした。

1. 戦後社会的養護の発展—施設養護の拡大

社会的養護の定義・史的発展を見てみると、戦前の石井

* 児童福祉第2研究室

** 川崎市しいのき学園

十次の岡山孤児院や野口幽香の二葉幼稚園などを起因とし、戦後大きく発展をしてきた。終戦時の不良・浮浪児の取り扱い問題により制度化が加速したことによる児童福祉法の早期成立、児童養護の位置づけや社会的養護の意義などが明記されるようになった。

1946(昭和21)年4月に「浮浪児その他児童保護等の応急措置」が、同年9月に「主要都市地方浮浪児童保護要領」がだされるなか、一時保護所や児童鑑別所、児童収容所などの設置を急ぐということであった。そして、児童の一斉収容(狩り込み)と逃走の繰り返しが行われていた。1947(昭和22)年に厚生省(現;厚生労働省)に児童局が新設され、戦前に存在していた児童虐待防止法と少年教護法を吸収し、新たな理念を加えて成立した「児童福祉法」(1947(昭和22)年9月)であったが、現実的には混沌とした社会状態の中から目の前の応急的な物を拾い上げていったものであり、孤児や浮浪児の措置、非行少年の保護など順次行われている状況であったといえる。²⁾

孤児・浮浪児の問題に戦災孤児や引き揚げ孤児など続々と社会的養護の必要な児童が増加していき、血縁を中心とした親探し運動や里親の開拓などが行われるようになった。その一方で、身売り事件など血縁的養護の限界が現象化してくるようになる。売春制度や経済的不安定による劣悪な養育環境下で子どもたちの遺棄・放任などが行われるようになり、私生児などの養育を中心に社会的養護の位置づけが展開されてきた。当時の社会状況として、寿産院乳児大量殺人事件などの嬰兒の殺人・放任などが頻発しており、社会状況の急激な変化による母親の自己または一家の恥辱を隠すために新生児を遺棄・放置している状況であったといえる。そのため、エリザベス・サンダースホームなど篤志家による児童養護施設の設置が行われるようになった。

1960年代に入り、私生児、不良・浮浪児童に対する社会的養護から、保護者の養育拒否・困難による児童虐待に伴う社会的養護のニーズが高まってくるようになる。コイ

ンロッカーベビー事件に象徴されるように、貧困を理由とした養育拒否・困難による児童養護の問題から、保護者の自己都合による養育困難・拒否へとニーズが代わってくるようになる。また、1980年代に入り家庭内暴力や薬物汚染、万引きなどの虞犯行為を行う児童が増加し、「処遇困難児」として児童養護施設に入所してくるようになった。そのため、児童養護施設に対する機能の拡大が行われるようになる。

90年代に入り、わが国は「子どもの権利条約」の批准をし、児童に対する権利擁護の議論が活発化していく一方、社会構造の大幅な変化が行われた。1980年代後半から始まったバブル経済は、個人消費の拡大と不動産投資が活発に行われたため、1991年の崩壊とともに大きな社会問題となった。不景気が長期化し、銀行・証券会社の倒産などが発生し、終身雇用・安定した収入といった既存の社会構造が崩壊していき、リストラ・就職難、自殺者の増加などが起こり、生活保護受給者の数も増加していった。

子どもたちを取り巻く環境も大きく変化した。少子化・高齢化などが進行し、未婚率や離婚率の増加などが見られるようになり、家族形態も核家族から個人主義へと変容していくようになる。IT機器の発達による部屋の個別化、家族間交流の機会が減少し、親子関係の希薄化が進行してくるようになる。低年齢による凶悪犯罪や地域から孤立した保護者による児童虐待など突発した事件・犯罪が増加し、児童福祉全体がその対応に迫られている。2000（平成12）年に「児童の虐待防止に関する法律」（以下児童虐待防止法）の施行によって児童虐待が社会的問題となり、虐待の発見と防止に重点がおかれた法律であった。2004（平成16）年の改正によって、市町村が相談業務の一義的窓口となり、虐待の通告先として位置づけられた。このことにより、虐待の未然発生予防や早期軽度虐待の在宅援助などが期待された。³⁾

また、2007（平成19）年の改正では児童相談所の機能が強化され、都道府県知事（児童相談所長）による出頭要求の制度が新設され、保護者が従わない場合には立ち入り調査を行い、さらに立ち入り調査に従わない場合は再出頭要求を行う。それでも保護者が拒否をした場合、裁判所の許可状に基づき臨検・捜索ができることとされた。そのほかにも接見禁止命令ができるように改正がなされた。⁴⁾

触法少年による凶悪事件が続く世論も厳罰化を求めるようになる。2007（平成19）年少年法の改正により、それまで少年院の対象年齢が14歳以上であったが、おおむね12歳以上引き下げがなされた。これは、個々の子どものニーズや抱えている問題に応じて、ふさわしい処遇の選択の幅を広げる目的で行われているが、実際の運用上では凶悪・重大事件に限定された運用であると考えられる。また、これまでの児童自立支援施設と少年院との交流はなかった

が、少年法改正によって「14歳未満の低年齢の少年（特に小学生）の少年院送致については、児童自立支援施設と連携を図りながら、受け入れ態勢や教育・情操面に十分配慮すること」といった付帯決議がなされている。これは、これまで別々の役割のもとに施設が運用されてきたが、子どもの特性やニーズに合わせた施設選択ができるように体制作りを行っていくこと、今後子どもたちの自立に向けたシステム作りの模索のために検討を始めたと考えられる。⁵⁾

このように社会的養護はその時々々の社会問題に影響を受けながら変化をしてきているといえよう。

2. 施設養護の体系

施設養護は、社会的養護の大部分を担っており、年齢・状況等によって施設の種類が異なっている。養育を主な目的とした施設としての乳児院・児童養護施設、治療教育機能を備えている情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設がある。それぞれについてみておこう。

①乳児院

乳児院は、児童福祉法第37条において「乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要な場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」としている。主に0～2歳の児童を対象に養育を行っているが、特別に必要な場合には6歳まで幼児を養育することが可能となっている。これは、急激な環境変化による子どもの分離不安等発達の影響を少なくすること、家庭調整のために急激な措置変更を行わないようにするためである。

平成18年10月1日現在全国に120施設、3143人の子どもたちが入所をしていた。⁶⁾施設数は、昭和45年126ヶ所から平成12年114ヶ所へと減少をしていたが、平成15年の115ヶ所へと数が微増している。近年、乳児院に入所している子どもたちは増加傾向になっており、平成7年の調査まで減少傾向を示していたが、以降上昇をしている。入所理由は、社会的要因が約62%となっており、続いて医学的要因が約38%となっている。そのうち、虐待の割合が約10%、母親の精神的疾病が約18%となっている。⁷⁾入所している子どもたちは、病弱児や障害児が少なくなく、被虐待児や治療的療育を必要とする子どもたちが増加しており、被虐待児の心理・行動理解などが重要な課題となっている。

乳児院は、緊急一時保護の乳児も入所するようになっており、保護者の連絡調整を行っている。被虐待児の入所率の増加、病弱児・障害児の増加など従来の乳児院に求めら

れている機能以外の専門性が求められていること、施設と保護者との間で関係が取りにくい状況が発生している。また、家庭復帰率が平成7年以降減少しており、平成17年では親元・親族引き取り、養子縁組・里親委託の件数が占める割合が68%となっている。しかし、家庭支援専門員の配置後家庭復帰する子どもたちの数が伸びており、保護者への支援の必要性和家庭への支援・相談機能の必要性を示している。⁷⁾

②児童養護施設

児童養護施設は、児童福祉法第41条において「保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。」としている。主に、1歳以上18歳未満を対象に支援を行っている。2004（平成15）年現在599施設30,416人が入所している。入所理由は、父母の放任・怠惰、虐待・酷使などの児童虐待を主訴とする子ども達が22.8%で、父母の就労が11.6%、父母の行方不明が11.0%となっている。また、在籍期間は平均4.4年である。⁸⁾

児童虐待が法制度化・社会問題化していく中で、児童養護施設はその中心的役割を持ち児童福祉を支えているが、被虐待児への対応に苦慮している。問題行動や心理的不安を抱えた子どもたちに支援が必要になり、平成11年から非常勤の心理療法担当職員の配置、平成16年からは常勤の心理療法担当職員と家庭支援専門相談員の配置が行われるようになった。個別の支援・対応が求められている中、施設形態としては7割の施設が20人以上をひとつの集団として援助を行っている大舎制を取り入れている。このような状況となっている理由としては、施設設備が老朽化していることや幼児・高学年の子どもたちが混合して養育を行っている支援体制などが考えられる。

このような支援体制の中で、施設養護と家庭的養護の両方の中間支援形態としてグループホームが設置され、施設分園型グループホームと里親型グループホームがある。施設分園型グループホームは、児童養護施設の敷地外に家屋を構え、6名の措置児童の養育をホーム専任の職員が行っている。平成11年に国が地域小規模児童養護施設を制度化し、年々増加し平成18年度実施施設数は118ヶ所となっている。里親型グループホームは、2005（平成17）年6月現在9都道県市（北海道、宮城県、茨城県、群馬県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市、福岡市）で制度化し、4～6人の子どもたちを養育することができると認定された里親家庭が運営しており、施設分園型グループホームよりも

より家庭的養護に重きを置いた養育を行っている。しかしながら、国の制度ではなく、地方自治体の独自施策であることや地域間格差が多く、現在は36ホームで153人の子どもたちが養育されている。⁹⁾

③児童自立支援施設

児童自立支援施設は、児童福祉法第44条において「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて指導を行い、その自立を支援し、あわせて対処した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」としている。

明治期から感化院として設置され、1899（明治32）年に留岡幸助が家庭学校を設置し非行少年に教育を行ったように長い歴史をもち戦後児童福祉法によって制度化された。以前は、非行少年・虞犯少年に対し生活指導を中心に行われてきたが、現在では子どもの自立に向けての指導、家庭支援もその目的となっている。施設数は、平成18年10月1日現在、58施設1,836人在所し充足率は44.8%である。施設数は昭和30年代からほとんど変わってなく、定員充足率は昭和36年の91.1%をピークに年々減少している。児童自立支援施設に入所している児童の約60%が虐待家庭で育ったと見られている。¹⁰⁾

④情緒障害児短期治療施設

情緒障害児短期治療施設は、児童福祉法第43条の5において「軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて対処した者について相談その他の援助を行うことを目的とする」としている。1961（昭和36）年の児童福祉法改正によって制度化された施設であり、当初は年少の非行少年を対象としていたがその後不登校の児童を対象とし、現在は軽度発達障害児・被虐待児の入所率が増加している。被虐待児の入所は、1997年10月1日現在38.8%であったものが、2006年には68%へと急増している。また、広汎性発達障害圏の子どもたちの入所率も2001（平成13）年2.3%であったものが、2005年には12.6%となっている。軽度発達障害圏の子どもたちは2004年には20%を超えている。¹¹⁾

情緒障害児短期治療施設は、そのほかの児童施設と異なり養護を中心として捕らえるのではなく治療を中心に支援を行っている。そのため、他の児童福祉施設よりも先に心理療法担当職員配置がなされるなど子どものケア・家庭復帰を中心に支援がなされてきた。しかしながら圧倒的に施設数が少なく、全国で2006年10月1日現在全国に31施設、在所者1,131人となっている。「健やか健康21」において、

全都道府県に最低でも1つの情緒障害児短期治療施設を設置する方向性が出たが、入所者も児童養護施設の20分の1にしか満たない状況である。¹²⁾

④母子生活支援施設

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条において「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」としている。施設数は平成18年10月1日現在で281施設、4,092世帯、10,544人が生活しています。施設の運営形態は「公設公営」「公設民営」が6割、社会福祉法人が設置経営する「民設民営」施設は約4割となっている。施設数は、昭和35年の650カ所をピークにして、年々減少傾向になっている。入所理由として夫からのDV(ドメスティック・バイオレンス)48.9%と最も多く、経済的理由(22.5%)、住宅事情(14.4%)となっている。在所期間が2年未満と短い一方、1年間で新たに入所してくる世帯数は、年々増加している。入所している利用者の雇用状態と収入が不安定であること等が問題となっている。¹³⁾

3. 社会的養護を支える人たち

(1) 児童福祉施設職員の資格

児童福祉施設は被虐待・非行等の子どもたちに対して、日々施設職員が接し支えている。これらの社会的養護を必要としている子どもたちに対して、生活をともにしているのが児童指導員と保育士である。これらの資格は、児童福祉施設最低設置基準・児童福祉法によって規定されている。児童指導員は、児童福祉施設最低設置基準第43条によって8つの資格要件によって定められている。その資格要件は要約すると、大学において心理学・教育学・社会学を専修する学科を卒業した、小学校・中学校・高等学校又は中等教育学校の教諭になる資格を持っているもの、3年以上児童福祉事業に従事したものであって、厚生労働大臣または都道府県知事が適当と認めたもの、という条件を満たしたものを児童指導員としている。つまり、大学等で社会的養護に関する専門的教育を受けていない人でも上記の条件に合えば児童指導員として施設での勤務が可能となっているのである。

保育士は、児童福祉法第18条の4の規定で、「保育士とは、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者にたいする保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。」とされている。資格取得は主に、

厚生労働大臣の指定する養成施設を卒業することと保育士試験を受けて合格し、都道府県知事に登録を行うことによって取得できるとしている。保育士養成課程の中で、児童福祉・養護原理・養護内容・施設実習のカリキュラムが設定されており、また社会福祉援助技術・家族援助論などの科目が設置されている。しかしながら、各児童施設の養護原理に特化した教授内容ではなく、保育所における家庭支援を中心としたものが教授内容とされている。

伊藤(2007)の調査によると、児童養護施設の職員の所有資格は、保育士のみが全体の48.7%を占めており、社会福祉士・保育士を持っていない職員が43.4%となっている。社会福祉士を所有している職員は、6.3%のみであり、保育士・社会福祉士両方を所有している職員は、1.2%のみとなっている。また、従事者の最終学歴は専門学校・短大を卒業した者が多く、その次に社会福祉を専攻した大学卒、それ以外の大学卒の者となっている。¹⁴⁾これは、児童福祉施設の児童指導員・保育士の業務は、業務独占ではないため有資格者でなくても勤務することができるためである為見られるようになっている。国立武蔵野学院において、児童自立支援専門員・児童指導員、国立秩父学園、上智社会福祉専門学校等において児童指導員の専門的養成を行っているが、国立武蔵野学院では児童自立支援施設の職員養成、国立秩父学園では知的障害児に対する児童指導員養成であり、4カ所の養成校でのみ児童指導員養成を行っているため、社会的養護を支えている職員のほとんどが児童指導員・施設保育士としての専門的教育をあまり受けていない状況で勤務をしているといえよう。

(2) 児童福祉施設職員の専門性

上記のように、児童福祉施設の職員の資格要件は比較的緩やかな状態であるため、社会的養護を必要としている子どもたちが抱えているさまざまな問題に対応するために、児童施設に勤務する児童指導員・保育士に対する専門性に関する議論がなされるようになる。その議論の内容は、施設職員としての資格の明確化、養成校における養護内容の強化・専門職教育の確立などがあげられる。児童指導員は、社会福祉関係の学校を卒業しなくても資格要件が取得でき、保育士の場合は保育所における養護に関する内容が中心となっており、また施設実習も児童養護・乳児院・知的障害児施設など児童福祉施設を中心に1ヶ所施設実習を行えばよいとなっている。このような状況下では、施設職員の専門性強化の議論が出てきてしまう状況であるといえる。

施設職員の仕事は、複雑かつ明確化しにくいものである。ある知的障害児施設の児童指導員の一日の仕事のみをみることにしたい。

7時30分に出勤をし、前日の記録を確認し子どもたちを

学校へ送り出すために連絡帳をかばんの中に入れる。子どもたちの食事の進行状況を確認しながら、食事が終了した子どもたちにかばんを渡し点呼を取る。スクールバスに子どもたちを乗せ、施設に残っている成人利用者の整髪などを行い、午前中は一緒に軽作業を行う。12時に昼食時の食事介助を行い、13時に休憩。休憩後は学校から戻ってくる子どもたちを受け入れ、一緒に身辺整理を手伝い子どもたちと一緒に遊んで過ごす。その後、児童相談所の職員からの連絡、学校の教員との連絡を行いながら、17時ごろ勤務が終了する。このほかにも担当している子どもの保護者との連絡調整や通院の付き添い、ケース会議などが入ってくることもある。

以上のような流れの中で養護の内容を見ていると、一般家庭で行われている養育との共通点が多くなっている。食事介護、学校準備、身辺整理など施設職員としての高度な専門性を求められているのではなく、一定水準の技術や経験をもってして対応することが可能となっている。しかし、近年の虐待などによって心理的に不安定になっている子どもたちや過度の愛着行動をとる子どもたちには、虐待・心理に関する知識が必要となってきている。その一方で、保護者への連絡調整・家庭復帰への支援・子どもたちと職員との関係は、日々の交流・信頼関係によって築き上げられるものであり、簡単に文章化することは難しい。

児童福祉施設で支援する職員に求められる専門性とは、社会的養護を必要としている子どもたちに対応する姿勢・態度をまず身につけて、その上で被虐待児に対する専門的知識を習得していく形が良いのではないだろうか。まず、施設職員としての基礎的知識を教育機関もしくは施設の新研修等で身につけ、実際に子どもたちと日々接していく中でさまざまな経験と先輩職員からのアドバイスなどを受けて経験を積んでいく。スーパーバイズを受けていく中で、心理職・医師、児童相談所などとの連携を持ち、職員は刺激を受けながら知識・経験を積んでいく職員養成となるべきではないだろうか。そのためには、単に施設職員の専門性を追求するのではなく、職員集団の形成と職員間の連携、職場環境の整備など子どもたちの養護に関わる職員に対する社会的支援を行っていかなければならない。

4. 今後の社会的養護の課題について

ここでは、施設機能と児童福祉施設の最低設置基準についてみておくことにしたい。

現在、各児童福祉施設の求められる機能は数多くなってきた。戦後直後の児童福祉施設の機能は、児童の収容であり指導など高圧的・児童の権利を無視した機能を持っていた。まず、施設の数量的充足を図り、目の前にある問

題を解決する方法が取られてきた。不良・浮浪児童に対する収容施設としての児童養護施設の設置、私生児対策による乳児院などの展開がなされ、経済成長とともに施設数の増加が行われるようになった。各年代において児童を取り巻く問題が存在していたが、現在のように複雑化していなかった。

各児童福祉分野の問題点を拾ってみると、「被虐待児へのケア」「障害児」「子育て・保護者支援」「自立」「小規模・ユニット化」などがある。このような状況を見てみると、社会的養護を必要としている子どもたち・保護者への支援は困難化し、施設にはさまざまな機能をもとめられているといえる。しかし、現在の児童福祉施設の人員基準は1976(昭和51)年に改正された基準を用いており、現在に至るまで改正がなされていない。1施設を利用している子どもたちはさまざまな理由を持って入所している。親からの虐待を受けた障害児や育児放棄(ネグレクト)による養護性の高い非行少年など、2重・3重に問題を抱えている子どもたちが増えてきており、これまでの施設機能では対応困難な状況が出てきている。心理療法担当職員の配置、家庭支援専門員(ファミリーソーシャルワーカー)等の配置を行ってきたが、直接処遇職員に対する人員増員が行われてきていない。子どもたちの発達・生活支援を行っていく上で、集団的生活を送るより個別化・小規模化を行っていくことが有効であることはさまざまな先行研究・現場にて実証されている。児童福祉全体がそのような方向性に向かっている中で、年齢構成別の人員配置を行っている現行の児童福祉施設最低設置基準に子どもたちのケアに配慮した人員配置基準を導入する必要がある。

また、各児童施設間の連携を行っていかなければならない。児童養護施設などで障害児の数が増えてきていることが問題となっている。そのため児童養護施設から知的障害児施設への措置変更が行われることがある。障害児施設は、養護的機能は求められてなく、保護・治療・独立自活に必要な知識技能を与えることを目的としている施設である。そのため社会的養護の施設として検討会等で障害児施設のあり方について検討がなされていない。しかし、現実として養護性の高い軽度障害児が入所している。このような状況を考えると今一度、児童福祉施設の体系の再検討を行っていく必要がある。

おわりに

さまざまな社会状況の中で、子どもを取り巻く環境は変化をしてきている。核家族化・少子高齢化、終身雇用崩壊・格差社会など地域社会・経済状況の変容は、児童福祉法制定時の環境とは大きく異なっている。生活保護受給世帯が110万世帯を突破し¹⁵⁾ 育児疲労を理由とする実子殺人事

件などが起こるなど、社会状況と家庭環境の変化は、最も弱い子どもたちにしわ寄せがいつているといえる。

児童福祉法が制定されて60年が経過し、各児童福祉分野で今後の展望への検討がなされている。全国児童養護施設長研究協議会でも第61回大会において「児童福祉法制定60周年、児童養護施設をめぐる今後の展望―法の理念を児童養護施設の子どもの暮らしの中に求めて―」というテーマで協議会が開かれた。¹⁶⁾ 被虐待児のケアの最前線にいる児童養護施設としては、児童虐待防止法制定前後からの社会的養護に関する環境の変化を感じているのであろう。施設に求められる機能は増えていき、また抱えている問題も多くなっている。心理的ケア・自立支援、子育て相談支援、レスパイトケアなど、それぞれが大きな問題を抱え対応をしている。

児童福祉法において、以下のように明記されている。

「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」(第1条2)

「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」(第2条)

さまざまな理由で社会的養護・施設での生活を送っている子どもたちにその生活の保障、育成する権利があり、また国・地方公共団体には義務が存在している。このことを踏まえて、社会的養護・施設体系のあり方について再度検討する必要があるのではないかと思う。

また、施設に入所している子どもたちの身近に接し、守れるのは施設職員である。近年では、施設職員が虐待行為を行う「施設内虐待」の問題が発生している。施設職員としての資質、倫理感、専門性などを身につけ、よりよい養育環境・社会的養護の発展を行っていかなければならない。そのためにも、社会福祉・保育士養成と施設現場で協調しながら、施設職員のあり方について検討を行う必要がある。

註)

- 1) 保延成子・堀尾恵太郎 「社会的養護の展開と課題」 東京家政大学 第48集(1) 2008 p92-93
- 2) 本間真宏 「新版社会福祉論 ―愛・居場所・コミュニティ―」 相川書房 2004 p102-103
- 3) 高橋重宏監修 「日本の子ども家庭福祉 児童福祉法制定60年の歩み」 明石書店 2007 p219
- 4) 高橋重宏監修 「前掲書」 p219-220
- 5) 高橋重宏監修 「前掲書」 p213-214
- 6) 日本子ども家庭総合研究所編 「日本子ども資料年鑑2008」 KTC中央出版 p22
- 7) 全国乳児福祉協議会 「今後目指すべき児童の社会的養護体制についての意見」 第4回今後目指すべき児童の社会的養護に関する構想検討会資料

<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/0/cbccc5dd32ba06c3492572a4001de82e/Body/0.60C?OpenElement&FieldElemFormat=gif>
(2008.9.29)

- 8) 日本子ども家庭総合研究所編 「前掲書」 p22-23
- 9) 日本子ども家庭総合研究所編 「前掲書」 p23
- 10) 日本子ども家庭総合研究所編 「前掲書」 p24
- 11) 日本子ども家庭総合研究所編 「前掲書」 p24
- 12) 全国児童自立支援施設協議会 第4回今後目指すべき児童の社会的養護に関する構想検討会資料
<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/0/cbccc5dd32ba06c3492572a4001de82e/Body/0.60C?OpenElement&FieldElemFormat=gif>
(2008.9.29)
- 13) 全国母子生活支援施設協議会 「施設数・利用者数・職員数・事業の概要」
<http://zenbokyou.jp/boshi/outline.html>
(2008.9.28)
- 14) 伊藤嘉余子 「児童養護施設におけるレジデンシャルワーク 施設職員の職場環境とストレス」 明石書店 2007 p71-72
- 15) 毎日新聞
<http://mainichi.jp/select/wadai/news/20080927k0000m040023000c.html> (2008.9.28)
- 16) 第61回全国児童養護施設長研究協議会 資料

参考文献

- 1) 才村純編 「子ども虐待ソーシャルワーク論」 有斐閣 2005
- 2) 高橋重宏監修 「日本の子ども家庭福祉 児童福祉法制定60年の歩み」 明石書店 2007
- 3) 保坂亨 「日本の子ども虐待 戦後日本の「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析」 福村出版 2008
- 4) 財団法人資生堂社会福祉事業団監修 「ファミリーソーシャルワークと児童福祉の未来」 中央法規出版 2008
- 5) 全国養護問題研究会編 「児童養護への招待」 ミネルヴァ書房 1996
- 6) 子どもと福祉編集委員会編 「子どもと福祉 Vol.1」 明石書店 2008

Summary

Today, the number of children who need social care because of abuse increases every year. However, the number of child welfare institutions and placement of the childcare staff are insufficient and obstruct growth and the right of children. We must think about the specialty of the childcare staff and the problem of social care for children.